

練馬支部青年部機関紙

2017年6月号

30歳以下の建設職人に
知って差がつく情報満載!



東京土建練馬支部青年部 東京都練馬区中村北1-6-2 TEL 03-3825-5522 FAX 03-3825-7547

東京土建一般労働組合
練馬支部青年部
青年部長 新島 秀成
編集者 原田 千夏

いっぷく



「やりたいことに8時間」を掲げたデコレーションカー。各支部それぞれ個性ある作品でデモ行進しました。最優秀賞は新宿支部でした。

「メーデー出し物コンクール」のデコレーション製作では連日、青年部と実行委員、有志の方々が熱心に製作に励みました。長時間労働が昨今話題になつているため、「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は



惜しくも入賞はのがしましたが、青年部員が中心となり製作を行ったことは来年以降に繋がる取り組みとなりました。来年こそは最優秀賞と意気込みを新たにしました。

力合わせて製作

5月1日(月)、晴れ渡る青空の下、第88回中央メーデーが開催されました。支部からは150人(全体3万人)の参加となりました。

休息のために、そして残りの8時間は、おれたちの好きなことのために」をテーマとし、てんびんモチーフの巨大デコレーションで表現。

当日は式典終了直後から雷雨に見舞われましたが、雷に負けぬよう参加者全員で絵柄が入った3種類のプラカードをかかげながら、シュプレヒコールとサウンドデモで元気よくデモ行進をしました。

「労働」「休息」「自由」を掲げデモ 第88回中央メーデー



お疲れさま!

青年部
サマーBBQ
7月23日(日)
小金井公園
(詳細は未定)
ぜひぜひご参加ください♪



みんなで協力!



もう少し!



デコレーション製作風景と打ち上げの様子。

練馬支部青年部って何???

東京土建練馬支部の30歳以下の組合員なら誰でも参加OK!
年会費はありません。若い仲間だけでいろんなイベントをやったり、交流したり…とにかく「楽しく」活動しています!
同じ建設業で同世代の仲間の輪が広がりますよ♪ぜひ気軽に参加してくださいね!



<お問い合わせ>
TEL:03-3825-5522 / FAX:03-3825-7547 青年部担当 丸山
<http://www.doken-nerima.org/member/seinenbu.html>

ホームページでも
青年部の活動内容を
随時アップしてます♪

「力になりたい」 南相馬で復興支援ボランティア

2月18日〜20日に練馬区職労と合同で福島県南相馬市へ復興支援ボランティアに参加しました。

全体12人(土建7人、区

職5人)での活動で、現地では倒壊した民家の塀の撤去を行いました。

東日本大震災からもうすぐ6年がたちますが、まだまだもとの生活を取り戻すことができない状況に、参加した部員からは「困っている人の力になれば嬉しい、間を置かずにもまた来たい」という声がありました。また、原発事故により故郷を失った人がいることを改めて感じてきました。



塀の撤去作業中の様子。

ボランティアに先立ち、青年部会では事前学習として、東京土建の地域防災活動「チームN.A.M.A.Z.U」の取り組みを学びました。ボランティアキャラバンに参加した部



参加した青年部メンバー(手前)と書記太田さん(後)。左から白井さん、新島さん、印南さん。

員も参加できなかった部員も、合わせて4人が新たにチームN.A.M.A.Z.Uメンバーに登録しました。また復興支援に関連して、福島原発訴訟『生業訴訟』についても学び、部会内で署名を集めました。



支部で作った実物大の模型で本格訓練。

「普段できない体験」 防災学習&訓練

5月14日(日)、チームN.A.M.A.Z.U第三回防災学習&訓練に2名の青年部員が参加し、応急救護や倒壊家屋からの救出などについて学びました。

参加した青年部部長・新島さんは「普段できない体験で大変勉強になった」「人命救助が大変なんだと体で感じる事ができて良かった」と語りました。わたしたちの身の回りですごく起こるかわからない災害。もしもの時に慌てず動けるよう、しっかりと学んでおくことが大切ですね。



声をあげる大切さ学ぶ 若者憲法集会&デモ



戸女学院大学の石川康宏教授が答えました。「政治は一挙には変わらないけれど、市民と野党の共同で追っていける。SNSやパレードなどで共感を広げることが出来る」「集団の

5月21日(日)に第4回若者憲法集会&デモが開催されました。練馬支部から1人(全体1800人のうち東京土建6人)が参加。午前は世田谷区の各会場で5つの分科会にわかれ、青年を取り巻く様々な問題について学習、意見交流が行われました。

午後には世田谷区民会館で全体会が開催。メイン企画として、大学生の質問に神

憲法って、私たちに どう関わってるの？

学習会「憲法カフェ」

5月11日(木)、憲法についての学習会「夜の憲法カフェ」に参加してきました。講師は練馬支部でも顧問をして頂いている結城祐弁護士です。

まずは憲法の基本の知識や考え方についての講義。さらに具体的な事例を挙げ、それが憲法の中の条文に基づくものなのか、クイズ形式で楽しく勉強しました。その中の一つをご紹介します。「彼女とゴールデンウィークに海外に行きたいけど、どこにしようかなあ」この発言はどの条文に基づくものでしょうか。答えは第22条。「(略)何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」というもの。普段意識していないけれど、私たちの生活はこうして憲法によって守られていると気づかされました。(原田)